

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 九条隆博伝の考察 ( 二 ) : 永仁勅撰撰者の生涯                                                                                                                                                                                        |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)                                                                                                                                                                                         |
| Publisher        | 慶應義塾大学国文学研究室                                                                                                                                                                                                      |
| Publication year | 1992                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 三田國文 No.16 (1992. 6) ,p.1- 13                                                                                                                                                                                     |
| JaLC DOI         | 10.14991/002.19920600-0001                                                                                                                                                                                        |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Genre            | Departmental Bulletin Paper                                                                                                                                                                                       |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19920600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19920600-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 九条隆博伝の考察（二）

—— 永仁勅撰撰者の生涯 ——

佐々木 孝浩

前稿では、永仁勅撰の撰者の一人で、歌道家六条家流九条家を継いだ歌人・九条隆博の、生没年・家系・官歴・現存歌について考察を行った。引き続き本稿では、隆博の和歌活動と庇護者について考えてみたい。

## 五 和歌活動

隆博の現存歌の確認に続いて、次はそれらの歌を詠じた時と場を考察してみたい。その為に、ここでも先ず、隆博の和歌活動を年表化して示しておく。

文永二年<sup>1285</sup> 八月十五夜 〔二十二歳〕

後嵯峨院仙洞五首歌合（現存）に父と共に出詠。中院具氏と番えられ一勝一敗持三（衆議判）。題「未出月」「初昇月」「停午月」「漸傾月」「欲入月」。

十二月二十六日

『続古今和歌集』完成（同集序）。一首入集す。

同 三年 三月十二日

続古今和歌集竟宴に父と共に参仕。和歌一首を献ず<sup>3</sup>。古今集竟宴和歌・続古今竟宴御記。

同 七年 九月三十日 〔二十七歳〕

龜山天皇内裏三首歌会に出詠（続拾遺九五<sup>1</sup>）。題「契恋」他。〈為世〉

閏九月九日

内裏三首歌会に出詠（新拾遺九六一）。題「寄菊久恋」他。

同 月十五日

内裏連歌連句会に父と参加（吉統記）。

同 八年 一月

内裏歌会に出詠（風雅二一八二）。題「禁庭松久」（九日の御会始の折カ）

四月、十月

真観『石間集』を撰ず。隆博歌入集す。

同年三月十日より同年八月十六日までの間

藤原為家一品卿和歌勸進に父と共に応ず<sup>補</sup>（管見記）。

同 十年 二月二十日

〔三十歳〕

左少将より右京大夫に遷任。少将在任中の秋、長年少将であることを思い詠歌〔続拾遺六二四〕。

七月

内裏七首歌会に出詠〔続拾遺四四九〕。

同 十一年 一月二十六日

龜山天皇讓位。これ以前、「賦山城国名所百韻連歌」に参加〔井蛙抄〕。

七月二十九日

宗尊親王薨。これ以前、親王家歌会に出詠する〔夫木二七一・歌枕名寄一五四二、五一二一〕。

建治元年1275 一月十一日

〔三十二歳〕

行家薨。これより、「閑月集」成立の弘安五年1282末頃までの間に、行家追善一品経和歌を詠ず〔閑月五〇五〕。題「勸発品」。

九月十三日

一条家経主催の「摂政家月十首歌合」（現存）に出詠。五勝一敗持三（一首欠）（判者真観。題「十三夜晴」）松月出山「月照籬菊」「庭月聞虫」「旅雁叫月」「月下擣衣」「寄月忍恋」「寄月忘恋」「月前感恩」「月前祝言」。

同 二年 閏三月

『現在三十六人詩歌』成る（奥書）。和歌撰者真観より為世・雅有等と共に歌人の一人に選ばれる。

六月九日

真観没。これ以前、真観勸進吉田社五首に出詠〔閑月一

三七〕。

八月十九日

龜山殿管弦和歌御会に参仕〔勘仲記・吉統記〕。題「松色浮池」。〈為世・為兼〉

同 三年 九月十三日

後宇多天皇内裏五首歌会に出詠〔続千載五二四〕。題「江月」「野虫」「絶恋」他。

同年頃

平親清四女の探題歌に為世と共に点を加える〔平親清四女集一〇三六〕。

同年より弘安二年1279の間

『和漢兼作集』ほぼ成る。<sup>(10)</sup>現存部に和歌五首・詩対句一入集。

弘安元年1279より三年の間

この頃、藤原為氏『現葉集』を撰ず。<sup>(11)</sup>隆博歌入集。

弘安元年 一月二十一日

〔三十五歳〕

龜山院御所詩歌管弦会に和歌を献ず〔中殿御会部類記・資宣卿記〕。題「春松契千年」。〈為世・為兼・雅有〉

十二月二十七日

『続拾遺和歌集』奏覧（増鏡・拾芥抄）。六首入集す。

同年中

弘安百首作者となる（新後撰以下勅撰集に十三首入集・隆博詠十八首残存）。〈為世・為兼・雅有〉

同 三年 一月二十四日

東宮歌会始に講師を勤め、同所にて飛鳥井雅有と歌道の

諸事、及びその衰退について雑談〔春の深山路〕。

同四年～五年

〔閑月集〕成る。現存部に五首入集す。これ以前、「一声山鳥曙雲外」〔和漢朗詠集一八二〕題の詠を含む和歌を某に贈る〔閑月一二七〕。

同六年

八月十五夜

〔四十歳〕

内裏月五首歌会に出詠〔新千載三九七〕。〈為兼〉

同七年

春

東宮三首歌会に出詠〔夫木一六五〇二〕。題「見花」他。

七月十八日

一条実経薨。その死を伝える人の知らせに返歌〔玉葉二三八一〕。

八月末

実経を偲ぶ人よりの手紙に返歌〔風雅一九七四〕。

同年以降

八月十五夜

実経を偲んで詠歌〔新後撰一五四三〕。

同八年

三月一日

北山第にての貞子九十賀和歌御会に出詠〔続後拾遺六〇七・実躬卿記・とはずがたり〕。〈為世・為兼〉

八月十五夜

亀山院仙洞三十首歌会に出詠〔実躬卿記〕。御製講師を勤める。題「落花埋庭」「暁待郭公」「秋風入簾」「夜夜月見」「夕擲衣」「時雨驚夢」他。〈為世・為兼〉

同十年

春

亀山院乳母按察二位永子一回忌の法華八講の日、亀山院

女房へ歌を贈り、これを見た亀山院より返歌を賜る〔増鏡〕。

一月～八月

源承「浜木綿集」を撰ず。隆博歌入集。

九月

藤原重範「拾葉集序」を作す〔八洲文藻他〕。この頃清定「拾葉集」を撰するか。隆博歌入集。

十月二十一日

伏見天皇踐祚。立太子の建治二年（一二七五）十一月五日よりこの間の某年春の東宮三首歌会に出詠〔新後撰六一〕。題「霞間山花」他。

弘安末年頃

秋

平親清二女の死を悼みその母実材卿母と贈答〔実材母集八二四、五〕。

弘安末年～正応初年頃

正応元年1288

十一月二十二日

実材卿母より旧詠を贈られ贈答〔実材母集八三六、五〕。〔四十五歳〕

伏見天皇大嘗会。主基方歌人を勤める〔風雅二二〇八・夫木八一九三・八三三一・八三三三・八四一一・八四三〇・八五五〇・八六一〇・八九四八〕。

同二年

一月十七日

内裏詩歌御会始に息隆教と出詠。伏見天皇より隆教を講師にと命ぜられるも辞退させる〔伏見院宸記〕。題「鶯是万春友」。〈為世・為兼〉

三月二十四日

鳥羽殿行幸和歌御会（現存）に隆教と出詠。題「花添春

色」。〈為世・為兼・雅有〉

八月十五日

内裏十五首歌会に出詠〔源承和歌口伝〕。

同 三年 一月二十日

内裏和歌御会始に隆教と共に出詠〔伏見院宸記〕。題「庭松久緑」。〈為世・為兼〉

九月十三夜

内裏三首歌会〔現存〕に隆教と出詠。題「夕月」「暁月」「夜恋」。〈為世・為兼〉

同 五年 四月七日

日野資宣薨。正応元年よりこの日までに、讃岐国里海庄の領家職を安堵され、日野資宣を講師として自邸に人麿影供を行う〔東野州聞書〕。

八月十日

藤原親範発願による厳島社頭和歌成る〔奥書〕。隆教と出詠。隆博詠の題「雲間花」。〈為世〉

永仁元年1233 八月十五夜

〔五十歳〕

内裏月五首歌会〔現存〕に隆教と共に出詠。隆教講師を勤める。題「月前風」「月前雁」「月前鹿」「月前待恋」「月前恨恋」。〈為世・為兼・雅有〉

同日

後宇多院十首歌会に出詠〔新千載五二四・新拾遺四七七〕。

題「秋夕」「秋浦」「秋風」「秋山」「秋虫」「秋旅」「秋恋」他。〈為兼・雅有〉

八月二十七日

伏見天皇、為世・為兼・雅有・隆博等四名に勅撰集撰進を命ず〔伏見院宸記〕。

同日以降

撰集資料として醍醐寺の法印隆勝に詠草を求める〔続門葉八三三〕。

九月

同 二年 八月十五日  
龜山殿十首御会に出詠〔夫木六三二七〕。題「川上暮秋」「林頭暮秋」「山館暮秋」「古寺暮秋」「幽居暮秋」等。

同 同年頃  
内裏十首御会に出詠〔続千載一五〇四〕。題「山月聞鐘」「月前契恋」「月前恨恋」等。

中臣祐臣がこの年に詠じた「古今の歌ごと一首」に合点を付す〔自葉集〕。

同年より五年の間

源承『和歌口伝』を著す。隆博歌五首引用される。

同 三年頃

同 六年 十一月二十日  
中臣祐臣がこの年に詠じた千首に合点を付す〔自葉集〕。

後伏見天皇の大賞会に主基方歌人を勤める〔風雅二二〇九〕。

年次不明

十月某日

女の代作をして菊の花につけた詠を人に贈る〔新千一五二九〕。

## 春力

醍醐寺僧法印隆勝に「山早春」題で詠歌させる〔統門集六〕。

葉湯のため求めた杉の葉と共に醍醐寺僧公紹より歌〔返歌か〕を贈られる〔統門葉七〇九〕。

法眼行濟勸進熊野十二首に出詠〔新後撰九一四・夫木一三七九四〕。

万葉集の詞を読み込んだ二百首を詠む〔玉葉五〇七〕。句「ころもにすらん」。

伏見天皇の許での探題歌会に参加〔玉葉九八二〕。隆博の題「原雪」。

関東に下る某に歌を贈る〔拾遺風鉢二二二〕。

ここでも、詳細は右の年表に譲ることとして、隆博の詠歌活動の概略を纏めてみたい。

歌道家に生まれた隆博の歌人としての生涯を、家の存続と密接に係わる世代の観点から区分けすれば、次の三期に分けることができる。即ち、第一期は、将来家を継ぐべく歌を学び始めてより、建治元年（一二七五）正月十一日に家の当主であった父行家が薨去するまでの、父の庇護下での修行・青年期（十二歳）。第二期は、父薨去より、正応二年（一二八九）の御会始で息隆教が本格的な歌壇デビューをすることまでの、一人で家を背負って活躍した鍊磨・壮年期（四十六歳）。そして第三期は、永仁六年（一二九八）十二月五日に薨するまでの、嫡子

隆教を見守り指導しつつ歌壇で重きを成した円熟・老年期（五十五歳）である。以下、この三期ごとに活動を整理してみる。

## 第一期

隆博の和歌事跡の初見は、二十二歳時の文永二年（一二六五）八月十五夜後嵯峨院仙洞五首歌合への参加である。父行家が二十一歳で河合社歌合（寛元元年に十一月十七日）へ出詠したのが活動の初見であることと比較すると、暗の会への参加でもあり、まずまずの歌壇デビューと言えようか。

そして同年、行家も撰者に加わった『統古今集』に一首入集し、同じく一首入集の飛鳥井雅有（二十五歳）と共に、勅撰歌人の仲間入りを果たしている。

父が講師として真名仮名両序と巻頭五首程を詠み上げ、九条家にとつても晴がましい場であった、統古今集竟宴にも参加を許されているように、後嵯峨院歌壇の末席に連なった経験もあるにはあるが、この期に隆博が活躍したのは、持明院統の後深草院が和歌活動に熱心でなかった所為もあり、主として大覚寺統の龜山天皇の内裏歌壇であった。文永七年九月の三首歌会を初めとして隆博の内裏歌会参加は都合四度が確認できる。

また、龜山天皇讓位の年文永十一年の七月二十九日に世を去った前將軍尊親王の家の歌会にも、隆博がおそらくは父と共に参加していることも確認される。文永三年將軍を廃され帰洛した宗尊親王の周辺には、同親王の後ろ楯によって『統古今集』撰者と成り得た、真観・行家等のいわゆる反御子左派の歌

人達が集っていたものと推測され、隆博が反御子左派的の雰囲気を経験した修行の場として注目される。

さて、この期には、歌道家の後継者たるべく父行家より直接間接に様々な指導を受けたことであろうが、その中でも、父が撰集に加わった『続古今集』と、父が文永八〜十一年頃に撰じた私撰集『人家集』の撰集過程を間近に観察し、そしておそらくは側近くについて手伝わされもしたのであろうことは、勅撰撰者に任じられるに足る、歌人としての知識と経験を積む絶好の機会となったものと思われる。

## 第二期

父の薨去後、歌道家当主を継いだ隆博は、弘安三年（一二二八）九月十三夜五首歌会を初見として、亀山院御子の後宇多天皇の内裏歌会に参ずる一方、建治二年管弦和歌御会に参ずるなど、引き続いて亀山院仙洞歌壇に加わっている。

そして、なによりもこの期の隆博にとつての重要な出来事は、永仁勅撰撰者の下命拝受への始発点となった、持明院統期待の東宮熙仁親王（伏見天皇）との出合と、雅有・為兼等も加わった東宮歌壇への参加であろう。

また、建治元年（一二七五）の一条家経家の月十首歌合への参加や、家経の父一条実経の死を悼んでの詠歌を繰り返している事実は、天皇家のみならず、権門家殊に摂家一条家との関係を考える上で注目される。特に月十首歌合の参加者中、専門歌人であるのが隆博と阿仏のみであることは、内々の初学・若年

者ばかりの催しにも、家経にとつて隆博が招き易い存在であったことを示してはいないだろうか。

さらに、この期には、実材御母から詠草を送られたり、その子女の詠歌に為世と並んで合点を付していること等が認められ、歌道家当主として、勅撰集の入集が望める程度の一般歌人からも一応の支持を得ていたものと思われる。

その他、この期の大きな和歌事跡としては、弘安元年（一二七八）の亀山院下命の弘安百首作者となり、同年藤原為氏により院に奏覧された『続拾遺集』に六首の入集を見ている（雅有は七首）ことが挙げられようか。

そして忘れてはならないのは、顕季・顕輔以来の隆博の家の伝統でもあり、知家も行家も任じられた経験を有する、いわば宿命とも言える重要な役目であった、大嘗会和歌詠進を、しかも東宮時代より仕えていた、伏見天皇の大嘗祭で無事に果たしたことであろう。

## 第三期

弘安十年（一二二八七）長い東宮時代を経て東宮熙仁が即位し、東宮歌壇は内裏歌壇として活況を呈し始め、隆博もその中心歌人の一人として欠かせぬ存在となっている。即位二年後の正応二年には御会始を初見として息隆教も本格的な歌壇活動を開始し、以後は親子二人で歌道家九条家を支えていくこととなる。

家を任せるに足る後継者を育て得た正応年中に、隆博は自邸に於いて、家伝統の催しである人麿影供を行っている。この影

供の有する意味は既に述べたことがあり、詳細はそちらに譲るが、この催しは、藤原顕季以来の伝統を有する歌道家六条藤家の嫡流としての自家の正統性を、伏見天皇を中心とする時の歌壇にアピールする目的を有していたものと思われる。

そうした活動や天皇への近侍もあって、永仁元年（一二九三）八月二十七日、天皇より雅有等三人と共に勅撰集撰進の命を受け、醍醐寺僧隆勝に詠草を求めるなど、具体的に撰集活動を開始するのだが、永仁六年、伏見度において後伏見天皇大嘗会の主基方と歌を詠進したのを活動の最後として、勅撰集完成を見ることがなく、まもなく没したのであった。

隆博の時代には六条顯輔の子孫中には他に歌をもつて立つ家は無く、隆博の九条家は同族歌人の結合集団であった六条藤家の中から生まれた、嫡子相続を基本とする歌道家として存続していた。父行家に他の男子の存在を伝える資料も無く、同族内の勢力争は無かったものの、代々勅撰撰者を出し歌道師範家としての地位を強固にしつづつあった御子左家や、鎌倉との密接な関係を梃子に都でも活躍する飛鳥井家等に伍して、伝統ある歌道家を守る義務が隆博にはあったのである。

そのような視点から、隆博の生涯を顧みる時、持明院・大覚寺兩統迭立の複雑な時代に生きながらも、後嵯峨・龜山・後宇多・伏見と四代の院・天皇の御会へ参仕し、取り分けて重用された形跡は見出せないものの、力量や人柄によって誰かから忌避されることもなく、晴の御会に必要な存在の一人として遇され、且つ、この家の歌人の務めである大嘗会和歌の詠進を二度

までも無事に勤め、更には、後述するように全面的な信任によるものではなくとも、勅撰撰者の一人に加えられるに至り、また、家を継ぎ得る息子を育て得たことは、よく家の伝統の重圧に堪えて、十二分にその役割を果たした生涯であったとも言っても許されるであろう。

そうした、歌道家に生まれた者の心境を歌った詠が隆博にも存している。

弘安元年百首歌に

和歌の浦やふりぬる代々の跡をだにうき我からに猶たどるかな  
(新統古今集・一八九七)

述懐の心を

愚かなる身をばしれども代々へぬる跡をぞ頼む敷島の道  
(玉葉集・二五三五)

類型的な表現であるとは言え、「代々の跡」「代々へぬる跡」と自家の伝統を誇れる者に許される表現を用いるには、それなりの感慨があったことであろう。中絶した永仁勅撰を引き継ぐ形で伏見院の命により成った『玉葉集』に為兼が撰入していることから見て、あるいは後者は永仁勅撰の下命を受けた頃の詠である可能性もあろう。傑出した才や寵恩を誇って歌壇に臨んだ訳でもないらしい隆博にとっては、勅撰撰者に任じられた折の心境としては、類型に乗りながらもかなり素直な心情の吐露であったのかもしれない。

## 六 庇護者

前節で確認したような和歌活動を隆博が行うには、活動の場を与え、或いは活動を見守り、指導・援助した者の存在があったことは言うまでもない。そこで本節では、その様な言わば、隆博の庇護者の存在を確認し、彼らと隆博の関係の有り様を探ってみたい。

### A 龜山院

隆博の、伏見院に出会うまでの前半生で、最も重要な庇護者であったのは龜山院であったと言える。その在位期及び退位後に於ける内裏・仙洞歌会への参加は、先の年表や活動の概要に於いて確認した通りだが、歌人としての奉仕以外でも、建治二年頃四位院司（前稿参照）であったことが示すように、特に退位後の近侍が『勘仲記』を始めとする諸記録に目立っている。そうした奉仕を通じて、隆博が龜山院に親しんだであろうことが、以下の二つの小話によっても窺うことができるのではないだろうか。

一つ目は、『井蛙抄』雑談部に見える小倉公雄の談話である。小倉黄禪云、隆博卿は行家には無題におとりて世もおもへり。誠にさこそ侍りけめ。龜山院御時、山城国名所を賦する百韻御連歌侍しに、よのつねのやさしき名所は大略過ぎて、いまは俗にいひつけたる、からすがはな、四の宮が

はらなどやうの名所をもとるべしとさたありし時、為氏卿、ちぎりしのみやかはらざるらむ

と被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>たりし、叡感もあり、諸人奇特におもひて侍りき。隆博卿すこしの相對にも及びがたきよし人々思ひたり。勅定に隆博つけよと仰事侍りければ、

つらからずきかばなべてぞたのまゝし  
と被<sub>レ</sub>付たりし、さすがなりといふ御沙汰侍りき。

この逸話は、行家と比較しての世間評並びに、二条派歌人の重鎮公雄の隆博評をも伝えて貴重だが、二十二歳年長の御子左家の当主を向こうに回して、龜山院の課した試験とも言える付句を、首尾良く付けおせたことは、隆博にも誇らしい記憶として残ったことであろうし、より院の信認を得る契機ともなったことであろう。「さすがなり」の一言は、歌道家の生まれの者にとっては、かなり高位の誉め言葉であろう。

二つ目は、『増鏡』「第十老の波」に見える、院との贈答である。

弘安も十年になりぬ。（中略）去年の春、御乳母の按察の二位殿うせにしかば、一めぐりの仏事に龜山殿へおはしまして、いかめしう八講行はせ給ふ日、雪いたう降りければ、九条の二位隆博、檜扇のつまを折りて、

跡とめてとはるる御代の光をや雪の中にも思ひいるらん

女房の中に聞えたるを、院御覧じて返しにのたまふ。

なき人のかさねし罪も消えねとて雪の中にもあとをとふかな

按察の二位を思いやる歌を通して院の気持ちを慰め、その気持ちを含んだ上で院が返歌をする。こうした贈答が可能であったこと自体、この主従関係が親密なものであったことを伺わせていよう。

隆博に関する逸話は多く無い。その少ない中であつて亀山院に纏わる話が二話も認められることは、院が隆博にとつて重要な存在であつたことを暗に象徴しているのではないだろうか。

## B 一条実経

実経が不明ながらも気になるのが、円明寺関白一条実経との関係である。両者の直接的なつながりは、文永二年仙洞五首歌合や続古今集竟宴での同席等が確認できる程度で、具体的な関係を伝える資料は管見に入らず、建治元年の実経息家経主催の「月十首歌合」への出席や、父行家の寛元二年（一二四四）一条実経家百首への参加等の間接的な関係が僅かに見出せるに過ぎないのである。

しかしながら、隆博が推定で四十一歳の年の、弘安七年七月一日に五十二歳で薨じた実経の死を悼む詠が、三首も勅撰集に撰入されていることには、無視し得ない重みがある。

後一条関白かくれ侍りぬと申しおくりて侍りける人の返事によみてつかはしける

夢かともなにか驚くさならでも現なるべきこの世ならぬを

（玉葉集・二三八一）

後一条入道関白身まかりて後、八月のすゑつかた、袖

の露もをりしも思ひやらるるよし申したる人の返事に思へかしさらでもろき袖の上に露おきあまる秋の心を

（風雅集・一九七四）

八月十五夜、後一条入道前関白のことを思ひ出てよみ侍りける

もろともに見しよの秋の面影も忘れぬ月にねをのみぞなく

（新後撰集・一五四三）

この三首と詞書からは、隆博が実経の死を深く嘆く立場にいたこと、両者の関係を良く知っている人物がいたこと、「もろとも」月を眺める程の近い関係にあつたこと等が知られる。記録類に残っていないだけで、あるいは家司的な存在として、隆博が実経に親しく近侍していた可能性は高いと見てよいであろう。十歳程度の年齢差は、隆博にとつて実経は主であるとともに、良き兄的な存在であつたのかもしれない。この両者の関係の解明は、今後の隆博研究の一つの大きな課題である。

## C 真観（光俊）

真観が隆博の祖父知家や父行家と親しい関係にあり、いわゆる反御子左派として共に和歌活動を行った人物であつたことは改めて述べるまでもないだろう。九条家の歌道家としての伝統をその活動に利用していた節のある真観であつてみれば、九条家の嫡子である隆博の歌人としての成長にも意を払っていたものと考えられるが、真観主催の吉田社五首歌合への隆博の参加が認められ（閑月集一二七）、宗尊親王家歌会での交流が想定で

きる程度で、具体的な両者の関係を伝える資料は多くは無い。

隆博は、真観の活動が最も華やかであった『続古今集』撰進前後には、未だ若年であった為、真観の撰じた私撰集では、僅かに散佚した『石間集』への入集が確認できるのみで、その評価の程は判断できない。建治二年北条時宗の命で真観が和歌を撰した『現存三十六人詩歌』には隆博が加えられてはいるが、専門歌人としては撰ばれるのも当然であろう。

そうした中であって、真観が判者となり、隆博歌に直接評を下した『摂政家月十首歌合』の存在は貴重である。同歌合で隆博は五勝一敗持三（一番欠）と主催者家経の七勝一敗持二に次ぎ、家経の弟実家・師良や道雲（後徳大寺実定息力）等の五勝と肩を並べる好成績ではあるものの、参加者十四人中、隆博の他阿仏尼を除くと、そのほとんどが専門歌人とは言い難い若年者ばかり（ただし、道雲はかなりの老年らしい）であってみれば、至当な結果とも言える。だが、勝数ばかりではなく、四番左の「十三夜晴」題の隆博歌「三日月のまだほのかにて見しかげの十夜を重ねる空ぞさやけき」に対する「左歌、各句句一字として題の心をはなれず、尤珍也、尤優也、和歌之本意、ただこれにあるべきをや」との手放しの誉め様には注目して良いであろう。他の番には、「おほづかなくや」（十番）、「うるはしきかたちにはあらずもや」（四十七番等と、些か厳しい詞も見受けられるが、真観が隆博に期待し、その歌人としての成長を願っていたであろうことは認めても良いのではないだろうか。

この歌合の翌年の建治二年六月九日に真観は没している。隆博は時に三十三歳。前年の父の死に続くこの死は、もはや自分

に師無きことを自覚させたかもしれない。

## D 伏見院

隆博の生涯に於ける最も重要な人物が、彼に勅撰集の撰進を命じた伏見天皇であったことは誰しも認めるであろう。

隆博と同天皇との和歌行事での出合は管見の限りでは、飛鳥井雅有の仮名日記『春の深山路』弘安三年（一二八〇）正月二四日条に見える東宮時代の御会始で講師を勤めたのがその初めである。尤も、東宮歌会自体は二年前からの開催が確認され、隆博も既に参じていた可能性は高い。そしてこの折、講師に任じられていることは、東宮歌壇で指導者の歌人の一人として遇されていたことを示すものとして注意されよう。時に東宮は十六歳。この年は『春の深山路』によって、東宮周辺の和歌活動をかなり詳しく知ることが可能だが、雅有が加わった内々の歌会等には隆博の参加は確認できない。また、この年為兼が東宮に参上し始めており、隆博は東宮の側にあつて直接歌道を指導する存在ではなかったようである。ただ、弘安七年三首歌会、年次不明三首歌合等への参加が確認できることからしても、東宮歌壇の主要構成員の一人であつたことは認めて良いであろう。

特に前者「見花」題の詠、

風のおとものどけき春の宮のうちにさかりひさしき花を見  
るかな  
(夫木抄一六五〇二)

は、建治元年以来の長い東宮時代を歌つてはいるが、東宮歌壇

の一員として、やがて来るべき即位の時を待つ期待を込めたものとして読んでもよいのではなからうか。そして、東宮の即位は、父亡き後、自身に大賞会和歌詠進という家にとつての重役をもたらずであらうことは、ほぼ予測できたであらう。

こうした、東宮歌壇に集う者達の期待を集めて、ついに、弘安十年十月東宮は踐祚し、東宮歌壇も内裏歌壇として飛躍を遂げるのだが、内裏歌壇の状況並びに、そこでの隆博の活動は、後述する永仁勅撰の問題と大きく関係するので、ここでは、隆博が伏見院の東宮時代を飾る歌人の一人であったことを確認しておくに留めたい。

本稿では、先に予告した四項目の内、歌風・永仁勅撰までは辿り着けなかった。これらについては更なる次稿に於いて検討することとしたい。

#### 注

- (1) 隆博の和歌に関する活動をなるべく年表化するべく努めた。隆博の年齢は、前稿の推定に拠る。歌合・歌会等への参加の場合は、確認し得た歌題も加えた。また、後述する、永仁勅撰の考察の為に、隆博の参加した会に為世・為兼・雅有等の参加が認められるものは、(へ)にその名を入れて示した。年表作成にあたっては、小原幹雄氏の「藤原為兼年譜考」一才より三十才、「藤原為兼年譜考」(統)一三十一才より四十才、「藤原為兼年譜考」(統)一四十一才より七十九才(没一)、「島根大学論集(人文科学)」八十八、昭三三・二、同三四・二、同三六・三、小林強氏の「鎌倉中期主要歌合・歌会等小考」(三)、「続拾遺和歌集撰進以後の歌壇について」(資料篇)、「中世文芸論稿」一五、平四・三三等、多くの先学の御研究に学恩を蒙った。
- (2) この五題は「欲入月」が「入後月」である他は、「秋篠月清集」(一

一九二六)、「拾遺愚草」(二二七五)九等で確認できる、建久七年(二五九月十三夜)内大臣家(良経)月五首会の題と一致するものであることを報告しておく。

(3) 参加者中、行家・隆博の端書の書様は共に「暮春統古今和歌集寛喜(上)皇製和歌」とあって、他に共通のものはない。その主たる特徴は、「暮春」「春日」等の語の後に「侍」「陪」を付さない点にあるが、新古今集寛喜の折の経家・有家・保季(二人春日とする)・家衡の六条藤家歌人も同様の書様をしており、こうしたところにも、九条家も六条流の伝統を脈々と受け継いでいる様が窺える。

(4) 尽日としたのは、「新後撰集」中の為氏歌(二〇三六)の詞書に拠る。同月には十三夜と尽日の内裏歌会が確認でき(吉統記)るが、題や歌の内容より、「新後拾遺集」の為世歌(二〇八四)も含めて同一の歌会での詠と判断した。

(5) 正応三年一月二十日内裏和歌御会始が「庭松久緑」題である様に、松題が御会始や正月に出題される例は多く、この年の御会始は「吉統記」等により、正月九日と確認できるので、隆博の詠もこの折のものである可能性が高いものと思われる。ちなみに、かなり後の例だが同題が貞享四年(二五四月十七日)御会始に出されたことが「増補和歌明題部類」に見えている。

(6) 藤井隆氏「石間集と浜木綿集の成立―古筆切の検討より成立年の確定に至る―」(『愛知大学国文学』二四・二五、昭六〇・三)に拠る。

(7) 『和歌大辞典』久保田淳氏御担当の当該項目による。ただし、正応元年に於七月頃までの増補が考えられる旨、同氏の古典文庫「閑月和歌集」解説に指摘がある。

(8) 故人追善の一品経歌では「嚴王品」を勧進者たる息子が詠むのが通例であつたらしいが(佐藤恒雄氏「定家十三回忌一品経歌」『和歌史研究会会報』三四、昭四四・八参照)、この一首のみでは隆博の勸進と断定しかねる。年忌としては集の一応の成立時期より見て七回忌までの可能性があろう。

(9) 親清四女の母である実材母も加わって行われたこの探題三百六十首歌会の開催年次は、井上宗雄氏の御論文「権中納言実材母集について」(『国学院雑誌』九〇―五、平元・五)の推定に拠った。また、「同氏は、詠者不明の『藤原政範集』中の「はらからともあつたり三百六十首の歌よみ侍し時」との詞書を有する歌群(一六五〇二八五)も同じ催しの詠で、そこに見える墨点も隆博の付したものと見て良いで

あろうと、「藤原政範集を紹介し実材卿母集との関係に及ぶ」(「国文学研究」六九、昭五四・一〇)に於いて述べられている。

(10) 「圖書院叢刊平安鎌倉未刊詩集」(昭四七) 解題に拠る。

(11) 福田秀一氏「中世私撰和歌集の考察―現葉・残葉・続現葉の三集について」(「文学・語学」一五、昭三五・三)に拠る。

(12) 弘安百首残存歌の内訳を以下に示す。(一)内の数字は各集の入集歌数である。新後撰一首(十)、続千載四首(九)、続後拾遺三首(五)、新後拾遺一首(一)、新統古今四首(四)、題林愚抄五首。猶、同百首歌を作者別に集成した、小林強氏「弘安百首佚文集成稿」(「中世文芸論稿」一二、平元・三)がある。

(13) 注(6) 所掲藤井氏御論文に拠る。

(14) この贈答の詠作年次、即ち続古今作者平親清女の没年の推定については、井上宗雄氏「平親清の娘たち、そして越前々司時広」(「立教大学日本文学」六二、平元・七)に拠った。

(15) ほぼ編年構成を有する「実材母集」に於いて、この贈答は編年部の末尾に位置している。その所収歌は、「弘安末か正応初を下限とする」と、井上宗雄氏が注(9) 所掲論文で推定しておられる。

(16) 「庭松久縁―題は長治元年(一一〇四) 四月二十七日の東宮和歌御会に於いて出題されている。

(17) 井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期(改訂新版)」(明治書院昭六二)に拠る。

(18) 永仁勅撰の他の二者の勅撰初入集は、二条為世は「続拾遺集」に二十九歳で六首、京極為兼は同集に二十五歳で二首である。

(19) 行家の同親王家歌会の参加は、文永五年の歌会、同六年の柿本影供百首の二度が「夫木抄」により確認できる。隆博の親王家歌会での詠と思われるのは、「夫木抄」の橘題に見え「中務卿親王家歌会」の集付の存する詠(二七一五)。

思ひいでて君があたりも恋しきは飛鳥の里ににはふ橘  
そして、「歌枕名寄」高松宮本に「雁 中務卿親王家歌会」とある(渋谷虎雄氏校本・五二二)。

忘れなば浪間にとほく行く舟のかたみの浦の春の雁がね  
の二首である。また、同書には「文永將軍歌会」と集付のある「行かよふ人だに見えぬくらはしのをかべのみにつものし雪」(二五四二)もあるが、「將軍」とあること、「夫木抄」中の同詠(九一八二)には同じ集付が無いこと等からしても、認定には注意を要しよう。

(20) 「和歌大辞典」福田秀一氏御担当の当該項目に拠る。

(21) 実材卿母は勅撰集に入集せず、四女は「続拾遺集」に三首入集。「政範集」からは、「新千載集」に「藤原政範」「左近中将実直母」の作者名で各一首入集している。以上は、注(9) (14) 所掲の井上氏御論文に拠る。

(22) 同集には「弘安百首」からの撰入は認められない。深津睦夫氏は「応制百首和歌に関する一考察―百首が召された際の勅撰集における役割の変遷を中心に―」(「名大國語国文学」五三、昭五八・一二)に於いて、弘安百首作者の内、「続拾遺集」への入集歌数が多いにも拘らず同百首から同集への入集がない者は「歌道家の人間か前代からの有力歌人、いわば当代の代表的歌人であることを報告されておられる。この事実には撰者が氏の隆博評価の一端を窺うことも可能であろうか。ちなみに、同氏の調査に拠ると、雅有は「続拾遺」入集数七首中の二首、為世は六首中三首、為兼は二首中一首が弘安百首から撰入されたものである。

(23) 大嘗会和歌と九条家の関係に付いては、井上宗雄氏「大嘗会和歌と六条家」(「講座平安文学研究 第三輯」風間書房、昭六一)並びに、拙稿「六条藤家から九条家へ―人麿影と大嘗会和歌―」(「芸文研究」五三、昭六三・七)を御参照戴きたい。猶、知家は大嘗会の延期により詠進はならなかった。

(24) 拙稿「人麿影の伝流―影供料理海庄をめぐる―」(「和歌文学研究」六〇、平二・四)を参照戴きたい。

(25) 注(23) 所掲拙稿を参照戴きたい。

(26) 同歌会に付いては、安井久善氏「藤原光俊の研究」(笠間書院、昭四八)、同氏「建治元年摂政家月十首歌会―阿仏尼の参加をめぐる―」(「鈴木知太郎博士古稀記念 国文学論叢」桜楓社、昭五〇)を参照した。

(27) しかしながら、阿仏は僅かに一勝であり、いかに御子左家の者としても手厳しい。この歌会は隠名で判を乞うたものであったらしいが(跋)、真観は詠者を推定できたのであろうと、家兄兄弟の成績等を勘案して、安井氏が前注所掲の御論文で述べられている。

(28) 現在までに確認できた東宮での初度の歌会は、建治四年正月二十七日歌会始(「新千載集」に西園寺実兼の詠(二三〇一)・「増補明題和歌部類」)であり、それに続くものとして、弘安元年九月尽日三首歌会(「新千載集」に為氏詠(五一九)がある。

(29) あたかも、この詠に呼応するような詠が、同じく東宮歌壇の構成員であつた雅有にある(『玉葉集』一八七九)。

院位につかせ給てのちの春よみ侍りける 前参議雅有

年をへしはるのみ山のさくら花雲みにうつる色をみるかな

(補) この記事は、『管見記』正和四年(三二五)四月二十八日条に書き写された、入道殿(西園寺実兼力)の懐紙の端作に関する質問に対する京極為兼の請文中の記事によつて判明する。同文に見える参加者を調査すると、この催しが、「花山院故相国」通雅の注記に「于時前右府」とあることより、通雅が右大臣を辞任した文永八年三月十日よりは後に、そして「山階左府」実雄の死亡日である同十年八月十六日より前に、為家によつて勸進されたものと推定できる。この期間に想定される為家関連の法要としては、仁治二年(二二四)八月二十日に薨じた父定家の三十三回忌(十三回忌と共に中世になつて定着するという)や、正元元年(一二五九)十一月十二日に没した為家嶽父連生の十三回忌等が考えられるが、猶別稿において検討を続けたい。

ちなみに、この請文は一首懐紙の書式にも言及しており、この文永の折に、隆博は三行三字で記し、行家は三行(二行七字と同じか)で書いたという。ただし行家に関しては、続く請文で「行家卿又文永にも同様書替候」とも記されている。ところで、久保田淳氏が「別本『和歌秘抄』(和歌書様)について」(『中世文学』一七、昭四七・五、後に『新古今歌人の研究』に所載)で紹介された、東京大学国文学研究室蔵「和歌秘書」末尾に存する和歌書様に関する記述には、「行家卿一品経の歌二行七字にかけり隆博朝臣三行三字にかけり」との為家の発言を伝えた一文が存している。この一書が「京極殿」為兼自筆本を写したとの元奥書を有することからしても、この記事も文永度のことであろうと思われる。更に、この一文は為家・為兼が九条家の説を意識していた証拠としても注目されよう。